第１号訪問事業（訪問型サービス）の指定基準・報酬体系

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 予防訪問サービス | 生活援助訪問サービス |
| サービス  内容 | 従来の介護予防訪問介護相当のホームヘルプサービス  （身体介護＋生活援助） | 60分以内のホームヘルプサービス  （生活援助のみ） |
| 利用対象者 | 要支援１・２の方  ※「事業対象者」は利用不可 | 要支援１・２の方  ※「事業対象者」は期間限定で週１回の利用のみ可 |
| 人員 | ①管理者　常勤・専従１以上  ※支障がない場合、他の職務、他事業等の職務に従事可能  ②訪問介護員　常勤換算2.5以上  ＜資格要件＞介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者  ③サービス提供責任者　常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤可）  ＜資格要件＞介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 | **■一体型の場合**  予防訪問サービスの基準に準じるが、②訪問介護員の資格要件に「一定の研修受講者」を追加 |
| **■単独型の場合**  ①管理者　専従１以上  ※支障がない場合、他の職務、同一敷  地内の他事業等の職務に従事可能  ②従事者　常勤換算１以上  ＜資格要件＞介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または、一定の研修受講者等  ③訪問事業責任者　従事者のうち1人以上必要数  ＜資格要件＞介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 |
| 設備 | ①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画  ②必要な設備、備品 | ①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画  ②必要な設備、備品 |
| 運営 | ①個別サービス計画の作成  ②運営規定等の説明・同意  ③提供拒否の禁止  ④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理  ⑤秘密保持等  ⑥事故発生時の対応  ⑦虐待防止のための措置  ⑧廃止・休止の届出と便宜の提供　等 | ①個別サービス計画の作成  ②運営規定等の説明・同意  ③提供拒否の禁止  ④従事者等の清潔の保持・健康状態の管理  ⑤秘密保持等  ⑥事故発生時の対応  ⑦虐待防止のための措置  ⑧廃止・休止の届出と便宜の提供　等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 予防訪問サービス | 生活援助訪問サービス |
| 報 酬 | 月額定額制  ①訪問Ⅰ（週１回程度）  **※国が定める目安値**  ②訪問Ⅱ (週２回程度)  **※国が定める目安値**  ③訪問Ⅲ（週2回を超える程度）  **※国が定める目安値**  ◎1単位＝地域区分別（特別区）の単価  に準じる  -----------------現行------------------    月額定額制  ①訪問Ⅰ（週１回程度）  月1,176単位（13,406円）  ②訪問Ⅱ (週２回程度)  月2,349単位（26,778円）  ③訪問Ⅲ（週2回を超える程度）  　月3,727単位（42,487円）  ◎1単位＝11.4円 | 月額定額制    ①訪問Ⅰ（週１回程度）  **※予防訪問サービスの約85％**  ②訪問Ⅱ (週２回程度)  **※予防訪問サービスの約85％**  ◎1単位＝地域区分別（特別区）の単価  に準じる  ------------------現行------------------  月額定額制    ①訪問Ⅰ（週１回程度）  月1,006単位（11,468円）  ②訪問Ⅱ (週２回程度)  月2,012単位（22,936円）  ◎1単位＝11.4円 |